

国際法上の学説

- ① 個別的自衛権共同行使説 = 両国がそれぞれの個別的自衛権を共同して行使
- ② 他国防衛説 = 他国を防衛する権利
(国内法上の正当防衛のうち「他人の権利の防衛」に対応)
(※通説 = 国際司法裁判所 (ICJ) ニカラグア判決)
- ③ 死活的利益防衛説 = 他国への武力攻撃で
自国の死活的な利益が害された場合
に行使

※「他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」(閣議決定文)

核・ミサイル等武器技術の進展

